

大学の保健体育

西山勝次

〔大学体育の設置経過〕

新制大学発足によって日本の高等教育に登場した一般教育課程は通常、専門課程に対する大学教育の二本柱の一つであり、明治以来の教育においてはじめて日本の大学に設置されたものと認識されている。大学設置基準には一般教育課程は一般教育科目、外国語科目、保健体育科目をおくことが示されている。これらの科目を包含する一般教育課程は教養課程とも言われ時として一般教養または単に教養とも言われて不明確に混用、誤用されている場合がある。

一般教育課程の保健体育科目が設置された経過は昭和二十一年三月（一九四六）のアメリカ教育使節団の勧告をうけて文部省学校体育研究委員会による文部大臣への答申が同年九月になされたことによるものである。

アメリカ教育使節団の勧告は次のようである。「健康教育と体育は教育計画全体の基礎となるものであり、身体検査、栄養、公衆衛生の授業や体育とレクリエーション計画を大学程度の課程までおよぼし、またできるだけ早く諸設備を改善することを勧告する」

文部大臣への答申は「新制大学発足の際には非大学体育の確立をはかり、全学生に体育の機会も均等に与えるため、少なくとも最初の年間には体育を正課として課すべき……」であった。

各大学の自主的協力による大学基準協会が設立された。文部省体育

局は大学基準協会に要望書を提出した。「従来各大学は体育については制度上なんらかの組織もなく全く放任されてきたと言っても過言ではない、すなわちこんにち大学の体育は特殊の趣味をもっているきわめて少数の学生が行なっているスポーツに限られ、大部分の学生はほとんどこれに関与していない現状である。そのため大学では一般学生の健康管理はきわめて不徹底であり、かつ少数の者の間に行なわれている運動も必ずしも学生スポーツとして健全に体育的に行なわれているものばかりではない。運動はわれわれ人間活動の基礎としてどんな場合でも一生を通じて生活から切り放すことのできないものである。そこで発育途上にある学生の健康を保護し、これを助長すると共に健康生活に対する正しい理解と態度を養うために制度的施設を大学教育に取り入れることは、単に学生個人の生活を健全にするばかりでなく卒業後いろいろな面で指導的立場に立つ者の健康と生活態度とが一般社会に及ぼす影響のきわめて大なるものがあることを考えるとき、大学での健康指導は今日緊急の要務ではないかと思う。かような意味で基準協会の各位の深い理解によって、今後の大学では、ぜひ体育を重要な教科として、一般の学生にも体育の機会を均等に与え、健康生活の合理化をはかることのできるような基準を定められるよう配慮すべきである。」（傍線筆者）

大学基準協会は昭和二十二年十二月（一九四七）「学生の健康を保持し、社会的道徳精神を涵養し、もって学生生活を豊かならしめ、さ

らに進んで社会生活を価値あらしめる基礎をつくる」。このようにして体育の目的を定め「大学は体育に関する講義及び実技各二単位以上を課することを要す」とした。卒業必要単位一二〇単位のほかに、体育講義、実技四単位を正課体育として必修科目とした。(昭和二十四年四月、一九四九)しかしながら昭和三十六年(一九六一)に日本学術会議は内閣総理大臣に次のものを勧告書として提出している。「保健体育は単位制度からはずし、学生の保健指導、健康管理の面から別途そのあり方を再検討し、ことにその人的・物的条件を充実させること。」

このような勧告書が提出された背景は何であったか。当時筆者も教育の場において痛感していたことであるが、施設の不足、教員の不足等が原因であるが現在のようには授業の展開は行なわれていなかった。平均的には充実に努力していたのであるが、とくに私学においては最低の基準であるべき大学設置基準を最大の基準と考えていたのではないかと思考されるふしもあって、内容は貧弱なものであった。

昭和四十五年五月(一九七〇)中教審答申の中間報告で高等教育の教育改善の方向として基本の構想が示された。その中で保健体育科目については(一)課外の体育活動に対する指導、(二)全学生の保健管理の徹底―主文。

説明―(一)保健体育をすべての高等教育機関で正課として卒業の要件として一律に単位取得を要求していたことは画一的である。

(二)今後、各機関が教育方針に応じて必須の要件とするか、どうかを決められるよう弾力的な制度とする。と答申の中間報告とした。

これより先。昭和四十年(一九六五)には国立の教員養成大学、翌年には国立の大学で保健体育科目が実験学科として認められた。

予算も多少のびて、研究教育に少しの余裕が生まれたのが、中教審答申では逆の思考となった。勿論これに対しては日本体育学会を中心として、近畿では大学体育協議会(現在の大学体育連合)も、これに十分な討議を加えた。現在(一九七〇年当時)の学生の状況を多くの

統計資料により詳細に示し中教審にはたらきかけた。

昭和四十六年六月(一九七一)中教審は主文はそのままにして、説明文を多少評価できるように変更した。

日本学術会議、中教審の勧告、報告がなぜなされたかを十分に討論し、そこにみられる体育本来の使命を再び確認しなければならぬ。日本学術会議、中教審の何れをみても、「学生の保健指導、健康管理、課外活動の指導」を中心においている。国立大学をはじめ私学においても、課外の活動は本来学生の自主性に委ねるものとする考え方であり、原則として教師の関与すべきものではないと考えている所に、大きな差が認められる。少しく詳細にみるならば、学生の自主、自治の活動はほとんど学生部の問題としている。わずかに教員部長において接点を保有しているのである。体育の基本構想として正課体育と課外体育は教育的な立場からは車の両輪であり、共通のものとしては「身体活動を通しての教育」であるべきである。この共通性は教科、教科外、何れにあって人間形成でなければならぬ。(EDUCATION THROUGH THE PHYSICAL ACTIVITY)。しかるに卒業要件、必修科目としての大学体育の上に安座して人間形成という本来使命への取りくみが等閑視されていたのではないか。この反省を基礎として大学における体育はどのように展開すべきであろうか、この命題を以下に述べる。

〔大学保健体育の現状〕

「大学におけるクラブ活動も、発足当時より施設・用具の条件が比較にならない程度にまでよくなっている。しかし、スポーツ技術の著しい進歩にともない、誰もがクラブ活動に参加できる状態ではない。また、今日の選手制度も高度なものになっている現状からみると、スポーツ・クラブ活動には容易に参加することができなく、運動場はク

ラブに所属している一部の学生によって独占されている。したがって、大学一般体育は、残りの数多い一般学生を何らかの方法で位置づけてゆかねばならぬ任務を背負っている。一般学生が大学生活において幅広くスポーツを経験・理解して社会に出て行ってこそ、真の国民スポーツの発展が望めるのではないかと考える」以上の文は、昭和四十三年十月に発行された「大学一般教育の展望——近畿地区大学一般教育研究会」の二一〇頁にある天理大、林正邦氏のものである。天理大は御存知のように体育学部が設置されているので専門の体育教科目を中心に考えている。教育学部、体育学部以外の体育教科目を一般体育とよんでいるわけである。体育専門の教科目を専門体育、それ以外を一般体育とよんでいるのである。私共としては、一般体育と呼称することは、なじめないものであるが、それはそれとして学生の生活に体育を十分に経験し、体育を理解させたいと言う気持があらわれている。(ここでは、スポーツを厳しく体育と区分したり、スポーツ活動とレクリエーション活動との差異を明白にすることなしに、学校の体育教科の中でスポーツも十分に教材として活用されるし、レクリエーション活動も教科内、教科外を問わず活用できるので、体育、スポーツ、レクリエーションを大きな領域の中で包含した形で考えている。林氏の文中でも曖昧な点はあるが大きな眼をもってみてみたい。)

教員養成大学の体育科や、体育の専門大学での保健体育の教科目としての考え方は、常々問題になっている一般教育科目と専門科目、又はこれに加えて基礎教育科目と専門科目、一般教育科目との関係においては専門科目重視の傾向である。一般教育課程の存在の意義は欠如されていると考えても過言ではなからう。中教審問題の際の腰の入れ方は、総合の国立大学や私立大学のそれと比較して明白であった。すなわち教養部を設置している大学の保健体育の関係教員は死活の問題として取組んだのである。

昭和四十三年ごろは、各大学において体育施設や体育用具も発足当

初に比較すると整い大阪府下における国立、公立の大学は自校こそ近畿で一番よいと自慢する程の施設を持つようになり、研修会や学会の会合の都度低成長大学は刺激をうけたのである。

近畿地区大学一般教育研究会、研究協議会参加者一覽をみると、保健体育部会の参加者は昭和二十六年に二〇名、昭和三十年に二一名、昭和三十五年に三五名、昭和四十年に三九名、同年二回目に五五名、昭和四十二年には五六名となっており、一般教育課程の中における保健体育科目の充実、発展に鋭意努力していることがみられる。

このようにして、保健体育科目の施設、用具、教員数の充実に努力したのであるが、とくに私学における教員の充実については、授業(とくに体育実技における)展開の適正定員を定めたい要因もあって、安全指導上最も重要であるにもかかわらず不合理な多人数教育を実施せざるを得なかった。加えて大学設置基準には、保健体育科目については入学定員一〇〇人の場合は〇名、二〇〇人の場合は一名、三〇〇人の場合一名となり、さらに一〇〇名を越す場合には一般教育課程内に増員が認められ、二学部以上については割増しがありさらに第二部を設置する場合は $\frac{1}{2}$ を増員ということになっている。一般教育課程全般でいうと、入学定員一〇〇名で七名、二〇〇名で一一名、三〇〇名で一五名となっている。これがために、入学定員一〇〇名から一五〇名位の大学では体育の専任教員はいないと言うこともあり、大学教育の負うべき使命を達成するために保健体育科目担当の教員の責務は大きいにもかかわらず、専任教員を〇名とする大学の教育理念については全く理解することができない。しかしながら我々が設置基準を、いかに最低基準であると考えても、大学設置の責任者である理事会は経営上の感覚では最低基準をそのまま基準としてしまうために、教育展開は教員の要求の通りにはならない矛盾を持っている。

近畿地区大学一般教育研究会、保健体育部会では昭和四十年までに、教員一人当りの学生数を四〇名にすること、教員の担当時間数は十二

時間一週が最高であろう。と云うことを部会としてまとめられている。

本学においては昭和四十四年に教授会打合わせ事項として共通理解をした超過担当に関するものには保健体育科目に関しては教員一人当り学生数を七〇名をもって最大制限としている。私学であると言う事情と、開学間もない時のものとしては理解を示さざるを得なかったであろうが、昭和五十六年の今日において、このまま教育を続けることが、如何に教育の質の向上を目的としても空文、空念仏にならざるを得ない。

現在、大学体育の実技における傾向は、多くの大学では二ヶ年にわたって九〇時間以上二単位の方法をとり、出席調査も厳しく、実技を実際に行うことに重点をおいている。また内容については、体力増強を主眼としてトレーニング形式を取り入れている。発足当時は学生の参加意欲を向上するために興味を失なわない教授法が採用されていたが、体力増強の方法とさらに仲間作り、人間関係等の精神要素を加味した授業展開を行い、それにともなってスポーツ技術の向上にも意を注ぐ。

大学の体育実技が、昭和二十一年のアメリカ教育使節団の勧告によってその芽を地上に出すことになった意図に、「健康教育と体育は教育計画全体の基礎となるものであり……」とあるが、発足以来三十余年にして大学教育の基礎となりつつ定着してきたと言えよう。本学の現状についても、雨天の場合にもなんとか身体活動ができるような授業展開も考えているし、通年出席率もよくなつて、全出席の学生も教を増してきている。さらにスポーツ方式における技術も二年間で二種目を実施しているが基本から応用への展開もよくなつてきている。しかし反省がないわけではなく、施設、設備、教員数においては、学生の実人員に對するものとしては不満足な点がある。

体育講義は、保健講義一単位、体育講義一単位をもって行っている。昭和五十四年、筑波大学、大塚正八郎氏及びその他の方々との「大学

保健教育の在り方に関する研究——全国四年制大学の実態——」にあれば講義の開講形態は「保健理論」と「体育理論」を独立させて開講するところ約三二％。「保健体育理論」として単一の形態で開講しているところは約六二％である。単一形態で開講しているところは私立大学に多くみられたとしている。

「保健理論」の担当者は体育学部系、医学系各々四〇％程度であり、担当者年令は三〇才代から六〇才代にまたがり、その中で四〇才代が最も多かった。さらに、昭和四十四年十月に開催された全国大学保健体育協議会第十八回研究大会において「大学における教科としての保健理論の調査」では一講義当たりの受講生は五〇名前後が適当であるとされながらも多数教育として五〇〇名を越す大学もあることが当時としては報告されている。大塚氏の今回の調査では五〇名前後は九機関でありほとんどがそれ以上である。「保健理論」の担当者を非常勤講師に依存するところもあり、一四・四％であったと報告されている。「体育理論」又は「保健体育理論」として開講している大学では非常勤講師に依存しているところは少ないと考えられる。

講義の内容については、大学、学部の性格、あるいは学生の専攻等を特に考慮している大学、学部は三四・七％であり、主な例は教育学部では「学校保健」「救急看護」。工学部では「労働衛生」「公害」「リハビリテーション」。薬学部では「食品衛生」「水質検査」「公害」。法学部では「犯罪心理を含めた精神衛生」。女子大では「女性の健康問題」「母子衛生」「食生活の改善」であったとしている。一般的には、健康、発育発達、人体の構造と機能、栄養と生活、環境と生活、青年期の生活、精神衛生、健康管理、安全教育、都市と生活、保障と福祉、公害を講義している。以上のような報告の中で、運営上の問題点として、教員数の不足、それにともなう多数教育をあげている。

本学の現状では、専任者によって「保健体育講義」として単一的に開講している。何故なれば非常勤講師に依存せずに来る限り専任

者が担当すべきであると言う主旨からである。受講人数については約二〇〇名を一講義の受講人数として計算しているが、再履修生の数が多く学部、学科によって偏よりがみられる。再受講生については、実技にも問題があり、推測ではあるが学部、学科によって異り、再履修生が多いのは本学の悪い特長と言えなくもない。

〔大学教育における保健体育科目の展望〕

(一) 一般教育課程としての保健体育

保健体育科目は一般教育課程の中で一般教育科目、外国語科目と並んで設置されている。教員数も一般教育課程の中で基準が設定されている。一般教育課程の存在は心ずしも第一年、第二年の学生が履修するものではない。

大学の教育方針によって一般教育科目を第三年、第四年に履修させてもよい。その理由は専門課程のための基礎ではないと言うことである。専門課程のための基礎科目は基礎科目として設定されていて相互関連をなす。

この理由によって、保健体育科目も第三年、第四年に履修してもよいわけである。でき得れば第一年、第二年で正課体育を履修し、現在、在学生が運動不足を訴え非組織ながらソフトボールを行っている姿を直視すべきであろう。すでに実験段階を終わって実施している大学は第三、第四年の学生に選択科目として実施している。

大学教育全体の中で保健体育が教育計画の基礎になるとは、どのような事であるのか。

大学教育を四ヶ年として制度化したのであるが、四ヶ年で目的とする技能、技術、思考の基礎が方法論も含めて、出来得るかと言うことが問題になる。最低卒業の要件としての単位修得が出来得るためには、年間三十五週の授業の内容を理解し納得することが必要である、これ

が為にはすくとも講義を受け実験を加え、実習を行い(演習も含んで)はじめて講義の内容が理解できる。人間の生活が、共同体の中で活用できるためには、健康でなければならぬ。病弱、病気は勿論健康体ではないがさらに精神的な安定と社会(大学も生活共同体であるので社会と表現した)の生活がよりよい安寧の中でなされなければ単位修得への努力が中途挫折することになる。すなわち保健体育の目的は健康体をさらに増健し、積極的に身体活動を実践することにある。このことによって日々の生活を安定したものにしなければ四カ年の学習は計画も何も立たない。

さらに、病弱でない、病気でないことは、自己の主体を保有して企画し実践する気構え、心構え、を確かにすることができよう。

昭和二十二年、大学基準協会は「学生の健康を保持し——保健、社会的道徳的精神を涵養し——社会の構成員としての社会への貢献、もって学生生活を豊かならしめ——仲間作り、未知への挑戦、真理の探究、さらに進んで社会生活を価値あらしめる基礎をつくるにあり。——人間の存在、人間の生存に対する認識と行動」(——の後は筆者の註)として体育に対する教育的評価と目的を与えたことを一度確かめなければならぬ。要約すると、一般教育課程の中に保健体育科目はある。たしかに教員の定数等はその中で配分してある。しかしながら、保健体育科目の使命は何であるのか、大学教育計画の基礎となるものであり、身体的側面から主体を確立しなければならぬ。

(二) 大学の保健体育と生涯体育

生涯体育と言うことは、人間の全生涯にわたって体育運動を行なうことであって、生涯教育と同様な意味を持つ。「生涯——人間の生きている間、いのちのある間、生涯教育とは、学校を卒業して社会人になってもたえずつづけられる教育、自己教育。(国語辞典) 涯——水際、水辺、きし、みぎわ。生涯——一生。(詳解漢和辞典)」人の一生は誕生し、発育、発達の間を経て生殖し死にいたる。この間に各自の生涯

は短かい者、長い者、それぞれに外的な刺激や内的な刺激によって異なる。学校教育でみるならば幼稚園にある期間、学令を迎えて小学校、中学校を経て、さらに高校、大学に進む者と社会人となる者がある。高校を卒業し大学を卒業して社会人になる者もある。現在の大学進学率は四二%にならんとする。個人の側からみれば人生の中で、長い被教育者の期間であるが、大学の側からみれば流れる学生群であり、去り行く学生群である。一過性とみることができ。まさに一過性の四ケ年間であるわけであるが、一八才乃至一九才から二一才乃至二二才の期間は生涯のどのような価値ある期間であらうか。

発育、発達の間では、まさに身体形成の最終充実期であり、成人への身体形成の実を結ぶ時である。また精神構造の形成は神経系の発達は終り、身体機能は十分に形成される。

自己を確立し、他人を認識し、社会をみつめて自己のある立場を確かなものにする。青年後期であり、青春の時代である。この時に修得する知識、技術、思考はそれからの生涯のもつとも強い基盤となる。それが為に思い、悩み、思索して苦しみと楽しみを味う。

大学の保健体育は大学の学生に与え得るものは何であるかを明らかにしなければならない。人間の行為は、人間の存在を知ってはじめて意味がある。ならば保健体育は自己の存在を知らしむることであり、四ケ年間の間に「身体」の面から寄与しなければならぬ。

しかしながら、現在の大学の保健体育は在学四ケ年の半分である二ケ年で終了する。この短かい期間にできることは極めてわずかである。ここで生涯体育への基礎を与え、個人がおそらく生涯の身体活動への芽を育てるであらうとすることに努力し、基礎から応用へと展開させるのである。この件については、プログラムの充実をより一層強くすることに、段階を上げることができよう。

さきに述べたように、課外活動を重視することが望まれながら、実際に指導者の数を増加させたり、施設を拡充しなければ、中教審の

言うことは望めない。生涯体育と大学の保健体育との関係を考えると、き次の提案をもってプログラムの充実をはかる方策とする。

大学の保健体育が一過性の大学生に対して生涯体育の基礎を育てることは「人間形成」に対する配慮をもってプログラムすることである。このことは一般教育課程と同じ問題である。

人間は個人の問題と社会の問題とを背負っている。保健体育は身体の発達、運動技能の発達、神経系の発達、情緒感情の発達をはかる。以上は個人の段階であり、健康、倫理、余暇の善用は社会的な段階であるが、ここに教育の社会化、体育の社会化が社会性として生れてくる。さらに個人の身体活動の欲求であり、欲求が積み上げられて市民要請となる。市民要請となるところに社会化が現われるわけである。

(三)生涯体育への展望

大学の保健体育を人間形成の面から考える必要がある。保健体育の三つの要件として、健康教育・健康管理。体育の実技―正課体育実技。課外体育―クラブ活動・非組織のスポーツ活動、正課体育で企画した課外活動がある。現在の学生の動向として、高校時代までクラブで努力した者も大学進学によって活動をやめてしまう。このように生涯体育の芽を摘むことになる。わずかに正課体育実践によって身体活動をつないでいるが、水準の高い運動技能や精神的安定の度を低くしてしまふことは誠に悪いものである。さらに、正課体育実践が大学学生の最低の身体活動であると認識するならば、スポーツ活動を運動クラブの水準まで高揚することが重要であることを心にとめることが必要であらう。大学保健体育の三要件の一つとして課外の体育を包含した組織が必要となる。

組織を考えてみると、保健管理を担当する機関、保健体育科目担当機関、課外体育クラブ担当機関を設ける。保健管理を担当する機関は現在の保健管理センターでよい。保健体育科目担当機関は保健体育研究室の教員が当り、その身分は現在の教養部におく。課外体育クラブ担

当は保健体育教員が当り、各クラブの監督、コーチは囑託としてその地位を保証しなければならない。その理由は人間形成のためにある。クラブ指導に教育的配慮と大学の責任が必要である。クラブ員は健康の管理に充分な手段を構ずるのに横の連繋があるので容易であると同時に、科学的トレーニングを体育教員の示唆により実施できる。運動クラブに属さない学生を一般学生と呼称すると、一般学生は従来通り正課の体育実技を履修すると同時に、健康診断、健康相談も横の連繋により容易にできる。また運動クラブ以外の課外活動をスポーツに求め得るし、野外活動によっても実施できる。

学生が「生きる尊さと、よろこび」を理解し、生氣ある学生生活を送ることができる。このことは大学全体の「いきおい」を生み、一般教育課程、専門課程をとはず、大学教育の目的を遂行し得る源動力となろう。とくに昨今、開かれた大学、多様化された大学の教育として、私立大学が特色を持たなければならぬとされながらも、旧来のわく、を脱つことなく過していることを考え合わせると、すくなくとも大学に生氣を持たせるためには、このような方法がその基礎となるものと考えられる。

保健体育講義については、前述の筑波大学による調査にもあるように、保健講義については、新しく健康学科を経て大学院において研究をされた教員によって講義を行い、体育講義は体育教員によって行うことが望まれる。

組織上からは三つの要件を満たす為には、事務担当者が配置されて、大学の構成員としての教員、事務員、学生の緊密な連繋によってはじめて運営できるものである。

この組織を円滑に運営するためには、必要な人員を配置しなければならない。理想的には多数の人員と広大な施設が必要にならうが、現在の状況から現実をみつめて具現するためには必要最小の人員、施設をもって出発することを考えなければならないだろう。

四 地域社会への開放

文部省の提唱と、地域社会からの要請は、学校開放に向って確実にその歩を進めている。

大学開放講座、夏季大学。等々としてすでに国立大学、公立大学では予算づけもあって活動している。私立大学にあっては大学は地域に對する奉仕も大切であるとして、すでに実施しているところもある。本学も大東市、四条畷市等には学生も居住している現状から社会連帯の意味からも公開講座を開催することが開かれた大学と言えよう。保健体育においても、市民の体力測定や、スポーツ公開講座を開催して地域にこたえることを考えることもよい。学科の主権、主管によるものでなく、全学的な立場から行うことが具現化できやすいし、前述の組織（仮りに体育局とよぶとして）によれば企画、立案、実施も円滑になるものと思われる。大阪産業大学が生氣をもって人間形成をするためには、地域社会への開放もその一つの働きとならう。

現在の地域社会では何をのぞんでいるのか各都市、町村では流行語のような勢をもって「コミュニティ」を研究し、コミュニティを理解しようとしている。そしてその方策はグループ活動を振興することや、近代都市化によって忘れられた祭の復活、日本人の誇るべき人間育成の節を祝う行事、若者に対する「故郷に帰る（ユーターン）」ことをすすめるための行事復活等々が実施されている。

それは「連帯」をよびおこし、社会をみとめようとすることに外ならない。しかしながら地域にある会社や工場は自社のための社員レクリエーションには努力するが、地域の行事には寄附金を出すこと位しか参与していないのではなからうか。大学は開かれた大学でありながら地域との連帯の中では没交渉であるように思われる。この地に「ある」ことは地縁であり、この都市の一部分であることを思えば「連帯」に手をさしのべることも必要であると考えられる。コミュニティションは大学の中でも必要であるが、開かれた大学であるためには地域と

の間で考える必要がある。

参 考 文 献

- 大学一般教育の展望 近畿地区大学一般教育研究会編 昭和四十三年十一月
大学における「保健体育」をいかに考えるか 伴 義孝
関西大学一般教育等研究センター 研究センター報三号 昭和五十四年三月
大学保健教育の在り方に関する研究
— 全国四年制大学の実態 — 大塚正八郎外
筑波大学体育学科系紀要第二巻別冊 昭和五十四年三月
体育・スポーツへの社会要請 西山勝次
大阪産業大学論集人文科学論 四八・四九 昭和五十四年七月

— 昭和五十六年一月十三日 原稿受理 —
(にしやまかつじ 大阪産業大学教養部)